

重度心身障害者医療費支給制度の所得による支給制限について

毎年９月に前年所得の確認を行います。受給者本人の扶養人数に応じ、各種控除適用後、標記の所得額を超えた場合は、翌年の９月まで支給停止となります。

扶養人数	受給資格者本人の所得額	国の特別障害者手当の支給基準を適用します。 (受給者本人のみ所得審査の対象となります)
0	3,661,000	
1	4,041,000	
2	4,421,000	
3	4,801,000	
4	5,181,000	
5	5,561,000	

※実際の所得額から一律８万円（社会保険料相当額）を引いた額、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、さらに１０万円を引いた額と比較します。

※受けている控除の種類や扶養親族の年齢に応じて所得制限額が加算されます。（下図参照）

	控除の種類	控除額 (所得限度額に加算)	条 件
受給者の 扶養親族の 状態による 控除	特定扶養	１人につき 25 万円	16 歳以上 23 歳未満の者が扶養親族にいる場合
	老人扶養	１人につき 10 万円	70 歳以上の者が扶養親族にいる場合
	障害者	１人につき 27 万円	身障手帳 3 級以下、療育手帳 B 以下をお持ちの扶養親族がいる場合
	特別障害者	１人につき 40 万円	身障手帳 1・2 級、療育手帳 A 以上をお持ちの扶養親族がいる場合
受給者本人 の状態による控除	障害者	27 万円	受給者本人（世帯主）が身障手帳 3 級以下、療育手帳 B 以下をお持ちの場合
	特別障害者	40 万円	受給者本人（世帯主）が身障手帳 1・2 級、療育手帳 A 以上をお持ちの場合
	寡婦・寡夫	27 万円	配偶者と死別又は離婚後、再婚しておらず、寡婦は①あるいは②に該当する者、寡夫は①及び②に該当する者 ①扶養親族か生計をともにしている子供（所得が 38 万円以下）がある者 ②自分自身の所得が 500 万円以下の者
	勤労学生	27 万円	自己の勤労に基づいた所得のある学生で、所得が 65 万円以下の者
	特別寡婦	35 万円	寡婦に該当する者のうち、扶養親族である子供がおり、自分自身の所得が 65 万円以下の者
その他	雑損	税台帳上の控除額	火災等の損失分の控除
	医療費	税台帳上の控除額	
	小規模企業 共済等掛金	税台帳上の控除額	
	配偶者特別	税台帳上の控除額	配偶者の所得により控除額が異なる